

# 南知多町指定ごみ袋取扱店 マニュアル

令和2年9月  
南 知 多 町

## 「南知多町指定ごみ袋取扱店」の募集について

南知多町では、令和3年4月から家庭系ごみのうち可燃ごみ用指定ごみ袋の有料化及び新たにプラスチック製容器包装の収集を実施します。これに伴い、町が指定するごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）の交付（販売）をしていただく「指定ごみ袋取扱店」を募集します。

指定ごみ袋の種類	これまで	令和3年4月以降	種別
可燃ごみ用	自由価格の販売	交付、手数料として徴収	交付
プラスチック製容器包装用	—	自由価格の販売	販売
ミックスペーパー用	自由価格の販売		販売

### 【1. 指定ごみ袋の有料化】

指定ごみ袋の有料化の対象となるのは、「可燃ごみ」です。

「指定ごみ袋の有料化」とは、可燃ごみを排出する量に応じて、ごみ処理（収集、運搬及び処分）に係る費用の一部を手数料として町民に負担していただく制度です。この「ごみ処理に係る手数料」を「指定ごみ袋の価格」とし、指定ごみ袋取扱店で町民が指定ごみ袋を購入することでごみ処理手数料を支払ったこととなります。

現在までは…

町指定ごみ袋  
の価格（可燃ごみ用）



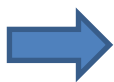
ごみ袋の  
製作費



小売店の  
利益

有料化になると…

町指定ごみ袋  
の価格（可燃ごみ用）



ごみ処理手数料  
(ごみ収集・運搬・処分に係る費用の一部)

※取扱店の利益は別に町からお支払いします。

※ミックスペーパー及びプラスチック製容器包装用指定ごみ袋は対象外

### 【2. 指定ごみ袋の種類及び価格】

指定ごみ袋取扱店は、指定ごみ袋を次の表の価格で町民への交付と販売を行っていただきます。（ミックスペーパー及びプラスチック製容器包装用指定ごみ袋については、物価変動等経済状況の変化により、引渡し価格が変わる場合があります。）

種類	容量	町から取扱店への引渡し 価格 1箱(500枚入)あ たり	取扱店から町民への交付(販売) 額 1袋あたり(1袋10枚入)	
			交付	販売
可燃ごみ用	45ℓ	25,000円	500円	—
	30ℓ	15,000円	300円	—
	15ℓ	7,500円	150円	—
ミックスペーパー用 プラスチック製容器 包装用	45ℓ	6,000円	—	自由価格
	30ℓ	4,500円	—	自由価格

※新しい可燃ごみ用とプラスチック製容器包装用の指定ごみ袋の外袋には、JANコード(バーコード)が印刷されますので、ご活用ください。

※ミックスペーパー用の指定ごみ袋は、JANコードが印刷されていません。町の在庫がなくなり新たに発注した分から印刷します。

### 【3. 指定ごみ袋取扱店について】

ごみ処理手数料がかかる可燃ごみ用の指定ごみ袋について、取扱店は町の委託を受け、可燃ごみ用指定ごみ袋の交付とごみ処理手数料の徴収を行います。また、ごみ処理手数料のかからない指定ごみ袋(ミックスペーパー、プラスチック製容器包装)の販売も行います。

#### (1) 指定ごみ袋取扱店の指定

- ①南知多町指定ごみ袋取扱店に関する要綱に基づき、南知多町指定ごみ袋取扱店指定申請書を提出する。
- ②申請書に基づき、審査し、適当と認めるときは取扱店に指定する。
- ③町と取扱店が委託契約を締結する。

#### (2) 主な業務

- ①指定ごみ袋の交付(販売)及び在庫管理
- ②ごみ処理手数料(可燃ごみ用指定ごみ袋代金)の納付

#### (3) 指定ごみ袋取扱店の表示

取扱店指定証を店頭付近の分かりやすい位置に掲示してください。

### 【4. 指定ごみ袋交付(販売)にあたっての注意事項】

#### (1) 指定ごみ袋について(全般)

- ①指定ごみ袋は、10枚入り1袋単位での交付(販売)になります。
- ②可燃ごみ、ミックスペーパー、プラスチック製容器包装の各容量全ての指定ごみ袋の交付(販売)をしてください。

③ 指定ごみ袋の適正な管理を怠ったことにより、汚損、破損、紛失及び盗難された場合でも、指定ごみ袋の交換及び返金には応じられません。

④ 指定ごみ袋の交付(販売)にあたり、事業系ごみを入れる目的の購入者に対して、交付(販売)をしないでください。

(大量に購入される方には、事業用に購入するのをご確認ください。)

(2) 可燃ごみ用指定ごみ袋について

① 指定ごみ袋の価格は、町の条例で定める手数料ですので、値引き又は利益等を上乘せしての交付や、景品等として無料配布することはできません。指定ごみ袋の購入額により店のポイントを付与することも値引きに当たりますのでできません。

② 指定ごみ袋の価格には、消費税が含まれています。店頭に出される際は、別途消費税がかからないことを明示してください。

③ 取扱店は、町に代わって「ごみ処理手数料」を徴収していただくため、指定ごみ袋の代金は、町民からの預かり金になるので、課税売上として計上する必要はありません。ただし、町から取扱店へお支払いする取扱委託料は、課税売上として計上する必要があります。

(3) その他

① 現在の可燃ごみ用指定ごみ袋は令和3年3月31日まで販売をお願いします。

残った可燃ごみ用指定ごみ袋は令和3年5月以降に町で買い戻しをさせていただく予定です。

② 町民への新しい指定ごみ袋の交付(販売)時期は、令和3年2月からを予定しています。また、取扱店への引渡し時期は、令和3年1月からを予定しています。準備ができ次第ご案内します。

③ 有料化、新しい指定ごみ袋について、店頭でのお知らせにご協力ください。町からチラシなどをお渡しします。

## 【5. 指定ごみ袋の仕入れと支払い】

(1) 指定ごみ袋の購入(注文)

① 購入方法

・あらかじめ、お電話にて希望箱数をお申込みください。

・チェーン店等複数の店舗を有する業務形態であっても取扱店ごとにお申込みください。

・篠島、日間賀島に店舗を有する取扱店については、申込み及び引渡しともに各サービスセンターにおいて行います。

② 購入単位

・指定ごみ袋は、1箱(500枚入)単位で購入してください。

※令和3年1月からは、取扱店ですべての種類の指定ごみ袋を取り扱っていただきます。このため、新規指定の取扱店の場合、初回の購入は、全ての種類を1箱以上

購入してください。なお、これまで指定ごみ袋の取扱店であり、引き続き取扱店に指定された取扱店は、ミックスペーパー用指定ごみ袋(45ℓ、30ℓ) のどちらも在庫がある場合は、ミックスペーパー用以外の種類を購入してください。

(2) 指定ごみ袋の引渡し

・印鑑をご持参のうえ、南知多町役場環境課窓口又は篠島、日間賀島の各サービスセンターの窓口にお越しいただき、注文書兼受領書により指定ごみ袋と引渡書をお渡しします。

(3) 指定ごみ袋の交付(販売)

・取扱店は、指定ごみ袋を交付(販売)し、在庫管理を適正に行ってください。  
・「4. 指定ごみ袋交付(販売)にあたっての注意事項」を順守してください。

(4) ごみ処理手数料等の納付

①納入通知

・毎月1日から月末までに取扱店にお渡しした指定ごみ袋の代金の納入通知書を翌月の10日までに送付します。

②指定ごみ袋代金の納付

・納入通知書の内容を確認し、納入通知書が届いた月の25日までに、南知多町指定金融機関へ納入してください。口座振替はできませんのでご承知ください。

なお、納期限までに納付されない場合は、指定ごみ袋の発注受付を停止させていただくことがあります。

③納付額(支払金額)

・可燃ごみ用指定ごみ袋

指定ごみ袋代金 (ごみ処理手数料)	- 取扱委託料(指定ごみ袋代金の8%+消費税)	= 納付額
----------------------	-------------------------	-------

可燃ごみ用(1箱当たり)の価格・委託料・町への納付額

容 量	価格(A) 1箱(500枚入)	取扱委託料(B) (8%+消費税)	町への納付額 (A)-(B)
450袋	25,000 円	2,200 円	22,800 円
300袋	15,000 円	1,320 円	13,680 円
150袋	7,500 円	660 円	6,840 円

・ミックスペーパー及びプラスチック製容器包装用指定ごみ袋

指定ごみ袋代金(引渡し価格)=納付額

【例】

可燃ごみ用                    450 3箱、300 3箱、 150 3箱

ミックスペーパー用        450 2箱、300 1箱

プラスチック製容器包装用 450 1箱、300 1箱

を購入(注文)した場合の納付額

●可燃ごみ用 価格((25,000円×3箱)+(15,000円×3箱)+(7,500円×3箱))  
 - 取扱委託料 8%+消費税  
 ((2,200円×3箱)+(1,320円×3箱)+(660円×3箱))



= 129,960 円

町が取扱店に支払う額

●ミックスペーパー用 価格((6,000円×2箱)+(4,500円×1箱))= 16,500 円

●プラスチック製容器包装用 価格((6,000円×1箱)+(4,500円×1箱))  
 = 10,500 円

合 計 129,960円+16,500円+10,500円=156,960円(納付額)

※納入通知書は、可燃ごみ分とその他分(ミックスペーパー及びプラスチック製容器包装)の2通になります。

## 【6. 募集対象】

小売業を行っている者

食料品または日用雑貨等を取り扱う者を対象とします。

例：スーパー、コンビニエンスストア、ホームセンター、ドラッグストア、個人商店など

## 【7. 申込資格】

次の(1)から(5)の全ての条件を満たすこと。

- (1) 南知多町内に店舗又は事業所を有し、物品を販売していること。
- (2) 町が実施する家庭系ごみの有料化制度の趣旨を理解し、協力するものであること。
- (3) 可燃ごみ用、ミックスペーパー用、プラスチック製容器包装用の指定ごみ袋の全種類を取り扱うこと及び指定ごみ袋の適正な管理をすることができること。
- (4) 指定ごみ袋を取り扱うために必要な資力と信用を有していること。
- (5) 町税の滞納がないこと。

## 【8. 提出書類】

南知多町指定ごみ袋取扱店に関する要綱に基づき、次の書類を揃えて、南知多町役場環境課又は篠島、日間賀島の各サービスセンターまで提出してください。

- (1) 南知多町指定ごみ袋取扱店指定申請書(様式第1号) 1部
- (2) 店舗又は事業所の位置図 1部
- (3) 店舗外観写真 1部
- (4) 直近の納税証明書 1部

・町税の滞納がないことの証明

・申請日の3か月以内に発行されたもの(法人又は個人分)

・コピーは不可

※南知多町に納税している場合は、同意書により納税証明書の提出が省略できます。

- (5) チェーン店等複数店舗を有する場合は、店舗の所在地、連絡先等一覧表 1部  
※契約は原則、本部と締結することとなります。

## 【9. 申込先】

役場環境課、篠島または日間賀島の各サービスセンター

## 【10. 提出期限】

令和2年10月16日(金)午後5時まで

- ・篠島、日間賀島の各サービスセンターに提出するときは、午後4時まで。
- ・申請期限以降も随時受付をしますが、その場合、新たな指定ごみ袋の当初の交付(販売)時期に間に合わない場合があります。

## 【11. 取扱店の決定と契約】

取扱店として決定した場合は、指定通知書と契約書(2部)を送付します。契約書に記名押印し、2部とも役場環境課又は篠島、日間賀島の各サービスセンターに提出してください。また、取扱店に指定することができないと判断したときは、その旨を書面にて通知します。

## 【12. 申請内容の変更、指定の解除】

申請時の記載内容(店舗名等、業種、所在地、代表者名、電話、取扱責任者)に変更があったときは、南知多町指定ごみ袋取扱店変更届(様式第5号)を役場環境課又は篠島、日間賀島の各サービスセンターまで提出してください。

また、取扱店の解除をするときは、南知多町指定ごみ袋取扱店指定解除届(様式第6号)を役場環境課又は篠島、日間賀島の各サービスセンターまで提出してください。

## 【13. 指定の取消】

取扱店が次の(1)から(4)のいずれかに該当する場合は、指定を取り消します。

- (1) 南知多町指定ごみ袋取扱店に関する要綱第5条の条件を満たさなくなったとき。
- (2) 南知多町指定ごみ袋取扱店に関する要綱の規定に違反したとき。
- (3) 長期間発注の見込みがないと判断したとき。
- (4) その他取扱店として不適切と町長が認めたとき。

## 【問い合わせ先】

〒470-3495 南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地

南知多町役場 厚生部環境課 環境衛生係

電話：0569-65-0711(内線 131・132)

F A X：0569-65-0694

メール：kankyo@town.minamichita.lg.jp



## 申請から販売開始までの流れ

申請から指定ごみ袋の取扱いまでの流れは、概ね次のとおりです。

